

学校職員の勤務時間等に関する規程

平成6年3月21日

教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年泰阜村条例第8号）の規定に基づき、学校職員の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間)

第2条 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び毎土曜日とし、勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間に40時間を割り振るものとし、休憩時間を除き1日8時間を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。

(前条の規定によることが困難な学校職員の勤務時間等の特例)

第3条 校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師については、勤務日（勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超え、かつ、1週間の勤務時間が44時間を超えないようにする場合に限り、日曜日、毎月の第2土曜日（以下「第2土曜日」という。）及び毎月の第4土曜日（以下「第4土曜日」という。）に加え、毎52週間につき1週間当たりの勤務時間が40時間となるよう学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第30条に規定する当該学校の休業期間中に7日以上を指定し、かつ、当該学校の休業期間以外の期間中の月曜日から土曜日までの6日間の勤務時間が44時間（第2土曜日又は第4土曜日がある週については月曜日から金曜日までの5日間の勤務時間が40時間）となるよう、校長が割り振ることができる。

2 土曜給食を実施している学校に勤務する栄養職員については、日曜日、第2土曜日（毎4週間につき第2土曜日がない場合は、第4土曜日を除き校長が指定する1の土曜日）及び第4土曜日（毎4週間につき第4土曜日がない場合は、第2土曜日を除き校長が指定する1の土曜日）並びに毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が40時間となるよう校長が指定する1の日（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第30条に規定する当該学校の休業期間中においては1以上の日）を週休日とし、かつ1週間の勤務時間が44時間（第2土曜日、第4土曜日又は週休日として指定された日がある週については40時間）を超えないよう、校長が割り振ることができる。

(週休日の振替え及び半日勤務時間の割り振りの変更)

第4条 週休日の振替及び半日勤務時間の割り振りの変更については、校長が

これを行うものとする。ただし、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振りの変更を行った後において、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(休憩時間及び休息时间)

第5条 学校職員の休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は、45分、8時間を超える場合は60分とし、休息時間は4時間について15分とする。

(勤務時間等の開始及び終了の時間)

第6条 勤務時間並びに休憩時間及び休息時間の開始及び終了の時刻は、校長が定める。

(勤務時間の割振りの変更)

第7条 第2条及び第3条の規定を適用する場合において、学校運営上必要なときは、これらの規定にかかわらず、校長は、1週間につき44時間又は40時間以内の勤務時間を、1回の勤務に割り振られた勤務時間が16時間を超えない範囲内で、特定の日において8時間を超えて割り振ることができる。

(業務の量の適切な管理)

第8条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1月あたり

の平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

(補則)

第9条 この規程及び泰阜村教育委員会の指示によるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成6年10月3日から施行し、平成4年8月1日から適用する。
- 2 泰阜村立小中学校職員の勤務時間に関する規程（昭和46年泰阜村教育委員会訓令第5号）及び学校職員の勤務を要しない時間の指定に関する規程（昭和56年泰阜村教育委員会訓令第2号）は廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、現に実施したものについては、それぞれの規程により実施されたものとする。

附 則（平成11年教委訓令第2号）

この訓令は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（令和6年教委訓令第1号）

この訓令は、令和6年3月21日から施行する。